

行方市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

行方市長 高 須 敏 美

行方市規則第2号

行方市財務規則の一部を改正する規則

行方市財務規則(平成17年行方市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第66条第2項中「あり、債権者の押印が」を削る。

第243条第1項第1号ア中「5,000円以下」を「10,000円未満」に改め、「物(」の次に「積算価格が10,000円以上で購入価格が10,000円未満の物、又は」を加える。

様式第164号中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び様式第164号の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。